

# 既存建築物等の建築基準法適合状況調査業務規程

岡山県建築住宅センター株式会社

## (趣旨)

第1条 この既存建築物等の建築基準法適合状況調査業務規程（以下「規程」という。）は、岡山県建築住宅センター株式会社（以下「センター」という。）が行う既存建築物等の建築基準法適合状況調査（以下、「法適合状況調査」という。）業務の実施について、必要な事項を定める。

## (基本方針)

第2条 法適合状況調査業務は、この規程及び平成26年7月2日付け国住指第1137号発「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

## (法適合調査業務を行う時間及び休日)

第3条 法適合状況調査業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時45分までとする。

2 第1項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (4) センターが別に定めた日

3 緊急を要する場合、その他正当な事由が有る場合、又は事前にセンターと依頼者との間において、日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

## (事務所所在地及びその業務区域)

第4条 法適合状況調査の業務を実施する事務所の所在地及び業務区域は、次のとおりとする。

岡山県建築住宅センター(株) 本店                      岡山市北区北長瀬表町三丁目17番24号  
岡山県全域

## (法適合状況調査業務を行なう対象)

第5条 原則として、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物（建築確認済証を所持している、又は取得したことが、特定行政庁の台帳等により、確認できるもの）で、検査済証の交付を受けていない既存建築物等(工作物、建築設備を含む)を主な対象とする。

## (法適合状況調査の依頼)

第6条 法適合状況調査の依頼をしようとする者は、法適合状況調査依頼書に関係図書を添えてセンターに提出しなければならない。また、センターは、調査に先立ち事前相談を受けることができる。

2 依頼者は、次の各号に掲げる図書を各2部提出しなければならない。

- (1) 既存建築物等の建築基準法適合状況調査依頼書(様式法適第2号)

(2) 法適合状況調査が実施できる関係図書及び建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認申請書に添付する図書。ただし、図書が紛失等している場合は、復元した図書。

3 センターは、依頼者にその他法適合状況調査に必要な関係図書及び資料を求めることができる。

#### (引き受け、手数料の支払い及び契約)

第7条 センターは、法適合状況調査の依頼があったときは、次の事項を審査し、当該法適合状況調査依頼書を引き受ける。

(1) 依頼に係る建築物等が、第5条に定める法適合状況調査の業務を行なう対象に該当するものであること

(2) 法適合状況調査依頼書（添付図書を含む）に形式上の不備がないこと

(3) 法適合状況調査依頼書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと

(4) 適合状況調査依頼書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合には、その補正を求めるものとする。

3 依頼者が前項の求めに応じない場合、又は十分な補正を行なわない場合においては、センターは引き受けできない理由を明らかにすると共に、依頼者に当該法適合状況調査依頼書及び関係図書を返還する。

4 センターは、第1項の依頼書を引き受ける際に、別に定める手数料を収納する。

5 センターは、法適合状況調査依頼書を引き受けたときは、依頼者に対し引受請書(様式法適第2号)を交付する。これをもって、依頼者とセンターは別に定める既存建築物等の建築基準法適合状況調査業務約款（以下「業務約款」という）に基づき契約を締結したものとする。

6 依頼者が、正当な理由なく、引受請書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、センターは第1項の受付を取り消すことができる。

#### (法適合状況調査)

第8条 センターは、前条の依頼書を引き受けたときは、提供された図書等に基づき図上調査及び現地調査を、センターに所属する建築基準適合判定資格者又は建築士（建築士法第3条から第3条の3による）に実施させる。この場合、必要に応じ、依頼者等に説明を求めることができる。

2 前項の調査の結果、必要な場合、法適合状況調査依頼書及び関係図書を貸出簿(台帳備考欄)に記載の上、依頼者等に一時貸出し、補正させることができる。

3 法適合状況調査に従事する職員のうち、調査者以外の者（「調査補助員」という。）は、調査者の指示に従い、調査者が行う調査の補助的な業務を行うことができる。

#### (申請の取り下げ)

第9条 依頼者は、法適合状況調査報告書の交付前に法適合状況調査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した法適合状況調査依頼の取り下げ届（様式法適第3号）をセンターに提出しなければならない。

2 前項の場合においては、センターは、法適合状況調査を中止し、法適合状況調査依頼書及び関係図書を依頼者に返却する。

#### (法適合状況調査の判定)

第10条 調査者は、法適合状況調査依頼書の図上調査、依頼に係る建築物等の現地調査を行い、

建築物等の建築当時の建築基準関係規定の全部又は一部への適合状況（適合・既存不適格・不適合・不明の別など）の判定を行うものとする。

#### （法適合状況調査報告書の交付）

第 11 条 センターは、法適合状況調査が終了した場合には、法適合状況調査報告書（様式法適第 7 号、同 8 号、同 9 号、同 10 号、同 11 号）を依頼者に交付する。

#### （手数料の収納）

第 12 条 依頼者は、別に定める手数料を依頼時にセンターにおいて現金で納入するものとする。ただし、銀行振込等により納付したことが確認できる場合には、この限りではない。

#### （手数料の返還）

第 13 条 センターが収納した手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により、法適合状況調査の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

#### （秘密保持義務）

第 14 条 センターの役員及びその職員並びにこれらの者であった者は、法適合状況調査業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

#### （図書の保存）

第 15 条 法適合状況調査業務に係る記録の保存は、次の各号に掲げる期間とする。ただし、原本以外の電子記録で容易に復元できる場合は、電子記録を 10 年間とする。

- (1) 台帳類は 10 年間
- (2) 法適合状況調査依頼書及び法適合状況報告書(原本)は 5 年間

#### 附 則

##### （施行期日）

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 2 月 27 日から改正施行する。